

2.4 社会的文化的環境の概要

2.4.1 文化財の分布状況

事業計画地周辺の文化財の分布状況は、表 2.4.1、表 2.4.2 及び図 2.4.1 に示すとおりであり、国、大阪府及び大阪府が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

表 2.4.1 事業計画地周辺の文化財

行政区	指定	分野	名称	所有者	文化財所在地 (管理者)
此花区	国	登録文化財	鴉宮 本殿 拝殿 中門及び透塀	鴉宮	此花区伝法
	国	登録文化財	鴉宮稲荷社（旧本殿）	鴉宮	此花区伝法
	市	有形文化財	木造 千手観音菩薩立像	西念寺	此花区伝法
	市	無形民俗文化財	正蓮寺の川施餓鬼	伝法の川施餓鬼奉賛会	此花区伝法
住之江区	国	重要文化財	太刀 銘;長光	個人	住之江区粉浜
	府	府無形民俗 文化財記録選択	天神祭のどんどこ船行事	どんどこ船講	住之江区平林
	市	有形文化財	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭 書院 居宅	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋
	市	有形文化財	木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	住之江区粉浜
	市	有形文化財	市電 501 型 528 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 11 型 30 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電散水車 25 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 1601 型 1644 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	地下鉄 100 型 105 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 801 型 801 号車他	大阪市(交通局)	住之江区緑木ほか
	市	有形文化財	祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	住之江区北島
	市	史跡	加賀屋新田会所跡	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（令和 2 年 11 月 大阪府教育庁ホームページ）

表 2.4.2 大阪市顕彰碑

行政区	番号	名称	所在地
此花区	—	八州軒の跡	此花区春日出南 1-3（春日出公園内）
	—	大阪鉄工所跡	此花区西九条 7-2（春日出橋南詰西）
	—	日本鋳鋼所跡	此花区伝法 3-13（伝法小学校内）
	A	汽車製造跡	此花区島屋 4-1（安治川北公園内）
港区	—	市岡新田会所跡	港区波除 5-12（波除公園内）
	B	天保山跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	C	天保山台場跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	—	波除山跡	港区弁天町 5-12（弁天東公園内）
	—	市岡パラダイス跡	港区磯路 3-9（オリックスドライビング スクール弁天町前）
	D	築港大潮湯跡	港区築港 2-6（築二住宅前）
住之江区	—	加賀屋新田会所跡	住之江区南加賀屋 4-8（加賀屋緑地内）
	—	霰松原	住之江区安立 2-11（霰松原公園内）
	—	住吉高灯籠	住之江区浜口西 1-6

(注) 1. 表中番号は図中番号と一致する。

2. 表中番号の「—」は図の範囲外であることを示す。

出典：「大阪市顕彰史跡」（令和 2 年 8 月 大阪市教育委員会ホームページ）

2.4.2 埋蔵文化財包蔵地

事業計画地及びその周辺は近年の埋立により造成された土地であり、埋蔵文化財包蔵地はない。



図 2.4.1 文化財の分布状況

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 2.5.1 に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2.5.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。	
3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	
4 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
5 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

(2) 公共水域の水質汚濁に係る環境基準

公共水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準について表 2.5.2 に、生活環境の保全に関する環境基準（海域）について表 2.5.3 にそれぞれ示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及び PCB 等の 27 項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量等の基準を設定している。

表 2.5.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.5.3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	基準値	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。 (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）						

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）			

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2.5.4 に示すとおりである。

表 2.5.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

(4) 土壤汚染に係る環境基準

土壤汚染に係る環境基準は、表 2.5.5 に示すとおりである。

表 2.5.5 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

(5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2.5.6 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2.5.7 に示すとおりである。

表 2.5.6 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。		

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

【特 例】

基準値	
昼間(午前 6 時～午後 10 時)	夜間(午後 10 時～翌日の午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていと認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 2.5.7 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 22 年 10 月 1 日 大阪市告示第 1124 号）

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）第 7 条の規定に基づく、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 2.5.8 に示すとおりである。

表 2.5.8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を項目ごとに定められた方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

2.5.2 環境保全関係法令等

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪府環境基本条例」（平成 7 年 大阪市条例第 24 号）を制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 大阪府条例第 5 号）を制定し、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）を制定している。

(2) 大気汚染に係る規制

7. 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律第 97 号）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙発の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際の届出について定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際の届出について定められている。

イ. 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物等の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

ウ. 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年 環境庁告示第 64 号）により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

平成 13 年 6 月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域におけ

る総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NO_x ・PM法）では、自動車交通が集中し、自動車排出ガス単体規制の強化などの従来の措置ではこれらの物質の環境基準の確保が困難な地域（対策地域）において、総量削減基本方針に基づき同物質の総量削減計画を策定することとなっている大阪府では、平成27年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をすべての監視測定局において継続的、安定的に達成することを目標とする「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第3次）」（平成25年6月大阪府）を策定している。さらに大阪府では、自動車 NO_x ・PM法の対象地域内へ流入する車による窒素酸化物・粒子状物質の排出負荷割合が無視できないとし、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪市域を含む府下37市町において『流入車規制』を実施している。

大阪市では、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等のさらなる普及促進を推進している。

（3）水質汚濁に係る規制

7. 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水の1日当たりの最大量が 50 m^3 以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定している指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

4. 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

（4）土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）では、特定有害物質（鉛、砒素等26物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条

例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壤汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。

管理有害物質及び基準値は、表 2.5.9 に示すとおりである。

表 2.5.9 管理有害物質及び基準値

分類			項目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量 基準 〔mg/L〕	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	クロロエチレン	－	0.002 以下	0.02 以下	
			四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下	
			1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下	
			1,1-ジクロロエチレン	－	0.1 以下	1 以下	
			1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下	
			1,3-ジクロロプロペン	－	0.002 以下	0.02 以下	
			ジクロロメタン	－	0.02 以下	0.2 以下	
			テトラクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下	
			1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下	
			1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下	
			トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下	
			ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下	
		重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下	
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下	
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下	
			水銀およびその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下	
					うちアルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
		農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン	－	0.003 以下	0.03 以下	
			チオベンカルブ	－	0.02 以下	0.2 以下	
			チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下	
			PCB	－	検出されないこと	0.003 以下	
			有機りん化合物	－	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	－	－	
	(注)						
	mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）、pg-TEQ/g（土壌 1 g につきピコグラム〔2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）						

(注)

mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液 1 リットルにつきミリグラム)、pg-TEQ/g (土壌 1 g につきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号)

(5) 騒音に係る規制

7. 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.10 に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 2.5.10 に示す規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。

事業計画地及び周辺の区域区分は、第三種区域に指定されている。

表 2.5.10 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲 50 メートルの 区域及び第二種区域 の境界線から 15 メー トル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

(注)

- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである。
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第四種区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。
- この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 246 号）

「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 247 号）

イ. 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 2.5.11 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷 境 線 お る 量	地 界 に け る 音	作業禁止時間		1日における延 作業時間		同一場所にお ける作業期間		作 業 禁 止 日
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打 くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用 する作業（くい打機をアースオーガと併用する作 業を除く）	85 デ シ ベル		19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内	日 曜 日 及 び 休 日	
2. びょう打機を使用する作業									
3. さく岩機を使用する作業*									
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもので あって、その原動機の定格出力が15キロワット以 上のものに限定）を使用する作業（さく岩機の動力 として使用する作業を除く）									
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 ㎡以上のものに限定）又はアスファルトプラント （混練機の混練重量が200 kg以上のものに限定） を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコン クリートプラントを設けて行う作業を除く）									
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を 発生しないものとして環境大臣が指定するものを 除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のも のに限定）を使用する作業									
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさ の騒音を発生しないものとして環境大臣が指定す るものを除き、原動機の定格出力が70キロワット 以上のものに限定）を使用する作業									
8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を 発生しないものとして環境大臣が指定するものを 除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のも のに限定）を使用する作業									
9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削 機械（原動機の定格出力が20キロワットを超える ものに限定）、トラクターショベル又はブルドーザ を使用する作業									
10. コンクリートカッターを使用する作業*									
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊す る作業									
(注)									
1 *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メー トルを超えない作業に限ることを示す。									
2 1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居 専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域 の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び知事 が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。									
3 2号区域とは、工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち1号区域に該当する地域以外の地域を示す。									
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設 けられている。									

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年 大阪府規則第81号）
「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月1日 大阪市告示第246号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日 大阪市告示第248号）

ウ. 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、市町村長は、自動車騒音が表 2.5.12 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 2.5.12 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
(注) 1 区域の区分は、以下に示すとおりである。 a 区域：第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。		

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 総理府令第 15 号）
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年 3 月 24 日 大阪市告示第 277 号）

エ. その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(6) 振動に係る規制

7. 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.13 に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 2.5.13 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際の届出について定められている。

事業計画地及び周辺の区域区分は、第二種区域（Ⅰ）に指定されている。

表 2.5.13 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の地域	65	60
	その他の区域	70	65

(注)

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである。
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 251 号）

イ. 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.14 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 2.5.14 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 2.5.14 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷境界線における音量	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業*								
4. ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業								
(注)								
1 * は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。								
2 1 号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち 2 号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲 80 メートルの区域内の地域を示す。								
3 2 号区域とは、工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち 1 号区域に該当する地域以外の地域を示す。								
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。								

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 大阪府規則第 81 号)

「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域」(昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 250 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域」(昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 252 号)

ウ. 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 2.5.15 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 2.5.15 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～翌日の午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注)
 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」 (昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 253 号)

(7) 地下水採取に係る規制

「工業用水法」(昭和 31 年 法律第 146 号)では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

(8) 悪臭に係る規制

大阪市では、「悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準」(平成 18 年 1 月 27 日 大阪市告示第 103 号)で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数 10 を定めている。

(9) 日照障害に係る規制

大阪市域における日陰による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」(昭和 25 年 法律第 201 号)及び「大阪市建築基準法施行条例」(平成 12 年 大阪市条例第 62 号)に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日陰となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとしている。

(10) 景観に係る規制

「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）では、景観計画区域内において、建築物の新築等の行為を行う場合は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計に関する事項等を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき「大阪市景観計画」を策定している。計画では良好な景観形成の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む）を景観計画区域とし、建築物等の形態意匠について景観形成方針・景観形成基準を定め、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

(11) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりを目指し、「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年 大阪府条例第 2 号）により、一定規模（敷地面積 1,000 m²）以上の建築物の新築・改築または増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市で敷地面積 1,000 m²以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪市みどりのまちづくり条例」（平成 28 年 大阪市条例第 31 号）により、敷地面積の 3%以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が 1,000 m²未満の建築の場合には、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」（昭和 50 年 大阪市）において市の定める基準により緑地を設置することとしている。

(12) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成 17 年 10 月 大阪府条例第 100 号）を制定している。なお、同条例では一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、府内に設定している全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計 1,500kL/年以上である事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（令和 3 年 3 月 大阪市）を策定している。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（平成 27 年 3 月 大阪府・大阪市）を策定し、それぞれ取組を進めている。

